

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則（平成18年旭医大達第77号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>(再雇用期間)</p> <p>第4条 再雇用契約職員の雇用期間は、原則1年を超えない範囲内の期間とする。<u>ただし、特任看護部長は2年を超えない範囲内とする。</u></p>			<p>(再雇用期間)</p> <p>第4条 再雇用契約職員の雇用期間は、原則1年を超えない範囲内の期間とする。</p>		
<p>(再雇用期間の更新)</p> <p>第5条 前条の雇用期間は、第2条に定める要件を満たす場合に限り、満65歳に達した日以後の最初の3月31日まで、原則1年を超えない範囲内<u>(特任看護部長は2年を超えない範囲内)</u>の期間で更新することができる。</p>			<p>(再雇用期間の更新)</p> <p>第5条 前条の雇用期間は、第2条に定める要件を満たす場合に限り、満65歳に達した日以後の最初の3月31日まで、原則1年を超えない範囲内の期間で更新することができる。</p>		
<p>(基本給)</p> <p>第11条 フルタイム勤務職員の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。</p>			<p>(基本給)</p> <p>第11条 フルタイム勤務職員の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。</p>		
職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級	職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級
特定業務職員	187,700	一般職基本給表 (一) 1級	特定業務職員	187,700	一般職基本給表 (一) 1級
事務・技術系職員	215,200	一般職基本給表 (一) 2級	事務・技術系職員	215,200	一般職基本給表 (一) 2級
技能・労務系職員	204,700	一般職基本給表 (二) 2級	技能・労務系職員	204,700	一般職基本給表 (二) 2級
医療技術職員	215,300	医療職基本給表 2級	医療技術職員	215,300	医療職基本給表 2級
看護職員	255,400	看護職基本給表 2級	看護職員	255,400	看護職基本給表 2級

2 フルタイム勤務職員のうち、特定専門分野の指導及び助言又は特殊な技術若しくは技能が必要とされる職務に携わるため、学長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、次表のとおりとする。

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級
特任専門員	289,700	一般職基本給表（一）5級

3 フルタイム勤務職員のうち、管理職手当細則に規定される課長、監査室長又は看護部長の職員区分相当の職務及び職責を担う者は、前2項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分については、次表のとおりとする。

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分
特任課長 特任監査室長	315,100	一般職基本給表（一）6級IV種
特任看護部長（新設）	326,200 （新設）	看護職基本給表 6級III種 （新設）

（略）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

再雇用契約職員の職種新設のため、所要の改正を行うものである。

2 フルタイム勤務職員のうち、特定専門分野の指導及び助言又は特殊な技術若しくは技能が必要とされる職務に携わるため、学長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級については、次表のとおりとする。

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表及び職務の級
特任専門員	289,700	一般職基本給表（一）5級

3 フルタイム勤務職員のうち、管理職手当細則に規定される課長又は監査室長の職員区分相当の職務及び職責を担う者は、前2項の規定にかかわらず、その者の基本給月額並びに職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分については、次表のとおりとする。

職種	基本給月額	職員給与規程を適用する場合の基本給表、職務の級及び管理職手当細則の適用区分
特任課長 特任監査室長	315,100	一般職基本給表（一）6級IV種

（略）